

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社では、従業員の健康を最重要資産と捉え、健康経営を経営課題の一環として推進しています。具体的には、以下の取り組みを協力会社とも共有・連携してまいります。

- ・作業環境改善：作業姿勢に配慮した作業デスク、チェアの導入を進め、長時間の同じ作業による身体的負担を軽減します。

- ・定期健康診断の徹底とフォローアップ支援：関係医療機関と連携し、健康診断結果の活用による早期ケアの啓発を行います。

- ・健康推進週間：社員全体で取り組める期間を設け、従業員の身体活動量向上を図ります。

- ・メンタルヘルスケアの体制構築：外部カウンセラーの紹介制度を構築し、メンタル不調の早期発見・対応を支援します。

- ・禁煙支援や食生活改善に関する情報提供：健康的なライフスタイル推進を図る取り組みを定期的に実施します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るため、当社は、すべての取引先との関係において公正性・透明性を確保し、不公正な取引慣行を排除することを基本方針としております。これに基づき、契約内容の明確化、社内教育の実施、相談窓口の整備などを通じて、適正な取引環境の整備に努めてまいります。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動（事前準備、交渉の場の設定、双方の立場を尊重した対話、交渉結果の記録など）を適切に実施し、労務費の適切な転嫁を確実に進めます。当社では、これらの行動が確実に履行されるよう、社内において関係部署への周知・教育を行い、担当者の意識向上を図っています。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、サプライチェーン全体の持続的な成長と相互信頼の構築に向け、以下の取り組みを推進しています。

- ・取引先満足度調査を定期的に実施し、取引先からの意見・要望を積極的に取り入れるとともに、改善活動に反映させています。
- ・事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果については、取引先と適切に共有し、「50/50（フィフティ・フィフティ）」の考え方に基づく成果配分を心がけています。
- ・代金の支払条件については、約束手形の利用廃止に向けた方針を掲げ、大企業間取引も含めて現金払いや電子記録債権への移行を進め、取引先の資金繰りの安定化に貢献しています。

令和7年5月1日

株式会社ハイパーソフト 代表取締役 新地 浩行

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。